

条件反射制御法学会倫理委員会規定

第1条（目的）

この規定は、条件反射制御法学会（以下「学会」）の会員が行う条件反射制御法の実践及び反復して生じる生活を阻害する神経活動への対応に関する学術研究・教育・社会的活動等（以下「研究等」）、並びに本委員会での審査が必要であるところの会が認めた諸行為について、医学的・法的・倫理的及び社会的な観点からの審査を適切に行うことを目的とする。

第2条（構成及び任期等）

1. 委員会は、委員長1名及び委員9名の計10名をもって構成し、うち2名の委員を学会外有識者とする。
2. 前項に規定する委員は、理事長の指名により、理事会の議決を経て、委嘱する。但し、理事長は、学会内及び学会外委員の専門領域の構成が適切となるように配慮しなければならない。
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員に欠員が生じた場合、6カ月以内に後任の委員を決定する。但し、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 委員長及び学会内委員は、学会内における理事・監事等の役員を兼職することができる。
5. 委員長は、委員の中より委員互選で選出する。
6. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、理事長が指名した委員がその職務を代行する。

第3条（専門委員の委嘱）

1. 委員会は、専門的事項に関わる問題について審査するために必要と認めるときは、専門委員を委嘱することができる。
2. 委員会の審査を申請した者その他利害関係人は、専門委員の適任者を推薦することができる。
3. 専門委員は、当該専門の事項に関わる学識経験者を、委員会の議決を経て、委員長が委嘱する。
4. 委員会が必要と認めたときは、委員会に専門委員の出席を求め、審査に加えることができる。但し、専門委員は、委員会の議決に加わることはできない。

第4条（職務及び審査事項並びに会員の義務）

1. 委員会は、本学会員の申請により、当該会員（以下「申請者」）から提出された審査申請書・実施計画書等の内容について、第1条に掲げられた趣旨に基づき審査を行うものとする。
2. 第1項の審査事項は、次の各号のとおりとする。
 - ①会員が行った行為または行う予定のある行為に関わる医学的・法的・倫理的妥当性
 - ②クライアントに対する説明及び承諾に関する事項
 - ③研究等の実施で得られた情報の研究・教育への利用（症例報告等）に関わる事項
 - ④研究等の中で違法行為若しくは違法行為に及びそうな気勢を認知した場合と、守秘

義務に関わる事項

⑤会員が研究等に関連して企業等と関わる場合、その妥当性に関する事項

⑥寄付金等に関する事項

⑦その他理事長が必要と認めた事項

3. 前項の審査にあたっては、次の各号に留意して行うものとする。

①研究等の対象となる者の人権の擁護について十分に考える

②研究等の対象となる者及びその家族・関係者の正しい理解に基づく適正な同意を得る

③研究等によって生じる個人への不利益や危険性に配慮した上で法的・医学的見地に基づき評価すると共に、当該研究等による条件反射制御法の実践・発展、ひいてはそのことによる社会への貢献についても評価する

4. 学会会員は、第5条に定める条件反射制御法学会倫理綱領（以下「倫理綱領」）に抵触する可能性のある研究等がなされていること、またはなされようとしていることを知ったときは、委員会に審査の申請を行わなければならない。

5. 学会会員は、当該会員が所属する機関に設置された倫理委員会等に審査申請した事項について、重ねて当倫理委員会に審査を申請しなくてもよい。

第5条（倫理綱領の制定）

前条第3項に掲げた審査事項に関わる具体的基準は、倫理綱領に定める。

第6条（定足数および議決）

1. 委員会の開催には、委員の5分の3以上の出席を必要とする。

2. 委員会に提出された第4条の審査請求に基づく審査判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

第7条（その他出席者）

1. 委員長は、審査を行うにあたり、申請者から実施計画書等の必要な文書を提出させ、必要に応じて申請者その他利害関係人を委員会に出席させて発言を求めることができる。但し、申請者その他利害関係人は、審査の判定に加わることはできない。

2. 前項に基づき委員会に出席を求められた申請者その他利害関係人は、委員長の許可を得て弁護士その他の専門職である付添人を審査に同席させることができる。

3. 委員長は、第4条第4項の定めに留意して、付添人の出席を許可するものとする。

第8条（議事録の作成と保存）

1. 委員会は、審査事項及び審査結果並びに議事を記録し、保存しなければならない。

2. 委員会は、前項の議事録等の内容を申請者に対し開示するものとする。

第9条（申請及び通知）

1. 委員長は、第4条に基づく申請者からの申請を受理したときは、速やかに審査を開始し、審査終了後直ちに、審査結果を文書により理事長へ報告し、申請者に通知するものとする。

2. 申請及び通知の手続きについては、第5条の倫理綱領により定める。

第10条（実施計画の変更）

申請者は、委員会の審査で承認された研究等の実施計画を変更するときは、その変更内容について、改めて委員会の承認を受けなければならない。

第11条（実施終了報告）

1. 申請者は、研究等の実施を終了したときは、その結果を報告書により、直ちに委員会に報告しなければならない。また、研究等の実施後に中止した場合についても、その内容を報告書により、直ちに委員会に報告しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、申請者が必要と認めた場合は、直ちに委員会に報告しなければならない。

第12条（改正等）

この規定の改正等は、理事会の議決による。

附 則

1. この規定は、2016年7月11日から施行する。
2. この規定は、2020年8月18日理事会の議決により改正する。